

社会科学部 期末試験 欠席者の取扱いについて

以下に定められる理由により試験を欠席した学生は、未済措置を申請することができる。

未済措置申請・日程等について

申請期間：2025年7月16日(水)10:00～7月26日(土)16:00
※7月26日(土)・7月28日(月)～29日(火)に試験が行われた科目は、7月30日(水)12:00まで。

受付場所：社会科学部事務所 または
申請フォーム <https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=635080196>
※申請フォームからの場合、申請料金は後日納付いただきます。
※社会科学部事務所の開室日時は平日10:00～16:00です。ご注意ください。

申請に必要な物： 1. 欠席理由を証明する書類 ※下記参照
2. 学生証

申請料金：1科目 1,000円 ※ただし、下記④に該当する場合に限り、無料
※申請料金は未済試験実施当日中までに、社会学事務所に来室し速やかに納付ください。
※申請料金は申請時点で発生いたします。当日の受験如何にかかわらず納付ください。

未済措置方法発表：2025年8月1日(金)(予定) 申請者へWasedaメールにて通知

未済試験実施日時：2025年8月4日(月)・5日(火) 10:00～17:00(予定)

記

未済措置が認められる欠席理由及び証明書類について

欠席理由		必要な証明書類等	注
①	病気	医師の診断書等	A
②	忌引	会葬礼状	B
③	交通事情	交通機関発行の事故または遅延証明書	C
④	他学部・他機関・他大学の試験および授業と時間が重複した場合	受験証明書または受講証明書	D
⑤	公務員試験・司法試験・公認会計士試験・その他資格試験	受験証明書	E
⑥	就職活動に関する試験・面接		
⑦	教育実習・介護体験実習	教育実習修了届・介護等体験証明書	
⑧	世界規模の大会・国民スポーツ大会・ワールドユニバーシティゲームズおよびそれに相当する大会への参加	担当機関発行派遣依頼書	
⑨	裁判員として選任され、選任手続期日および審理・公判当日が試験時間と重なった場合	選任手続期日のお知らせ(呼出状)	
⑩	その他学部長が正当な理由を有すると認める場合	—	

提出された①～⑨の証明書類に問題がある場合、必要に応じて教務主任との面談を実施する。

注A: 治療・療養・隔離に必要な期間が明示されていないものは無効とする。

注B: 対象となるのは1親等(親、子)、2親等(兄弟姉妹、祖父母、孫)および配偶者とする。

注C: 該当駅で発行されるもの以外は証明書として認めない。鉄道会社HPから印刷した証明書は無効とする。

注D: 他学部・他機関・他大学の試験および授業と時間が重複した場合は、「社会科学部学生」と「他学部・他機関所属学生」とで対応が異なるので注意すること。

1) 社会科学部学生

他学部・他機関等設置科目の試験を受験/授業を受講し、当該箇所「受験証明書」または「受講証明書」の発行を受け、社会科学部設置科目の未済措置を受ける。なお、「受験証明書」「受講証明書」の発行には時間を要するため、実際の試験日・授業日より前に当該箇所に相談すること。

2) 他学部・他機関所属学生

① 社会科学部設置科目と所属学部設置科目が重複した場合

社会科学部設置科目の試験を受験し、社会科学部発行の「受験証明書」をもって、所属学部の試験および授業の未済措置を受ける。
なお、「受験証明書」の発行には時間を要するため、実際の試験日より前に社会科学部事務所に相談すること。

② 社会科学部設置科目と所属学部以外(GEC等)の設置科目が重複した場合

両方の科目設置箇所の事務所へ重複日の1週間前までに申し出ること。

※社会科学部は、原則として通常の授業時間割で試験を行うが、他学部等の中には、試験時間割を別途編成して試験が行われる場合がある。この場合、試験時間割は通常の曜日・時限と異なるので注意すること。特に他大学が実施する試験が重複する場合には社会科学部事務所まで申し出ること。

注E: 「受験証明書」に、試験実施機関や企業等の担当者に必要事項を記入してもらい、未済受付期間に提出すること。合格者を対象とした研修等と試験が重複する場合、事前に事務所に相談のこと。

※ 各種証明書類の発行には時間を要するものもあるため、申請期間内に証明書類を提出できるよう、事前に発行箇所に相談すること。
※ 海外留学、就職活動に関する説明会、アルバイト等の都合による試験時間との重複は、試験欠席の理由に該当しないので注意すること。
※ 感染症及び怪我により入院又は外出不可能な状態になり、試験及び未済措置ともに受験できない者については学部事務所に試験前に相談すること。なお、未済措置の申込みについても、期間外の申請は一切認めない。